

一般社団法人日本モルック協会 処分規程

第1条（目的）

本規程は、本協会の各規程に基づき行われる処分の種類、基準及び手続を統一的に定めることにより、公正かつ透明性のある処分運用を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、次の者に適用する。

- (1) 一般会員倫理規程に定める会員
- (2) その他本協会が処分対象とする者

第3条（処分の種類）

処分は次のとおりとする。

- (1) 注意（口頭）
- (2) 警告（文書による厳重注意）
- (3) 活動制限（指導・審判・大会参加等の一部制限）
- (4) 資格停止（一定期間）
- (5) 資格剥奪（失効・除名）

第4条（処分の基準）

処分の決定にあたっては、次の事項を総合的に考慮する。

- (1) 違反行為の内容及び重大性
- (2) 故意・過失の程度
- (3) 被害の有無及びその程度
- (4) 反省の態度
- (5) 再発防止の必要性
- (6) その他理事会が必要と認める事項

第5条（手続）

- 1 本協会は、処分を行う前に、対象者に対し弁明の機会を与える。
- 2 処分の決定は理事会の決議による。
- 3 処分の内容及び理由は書面により通知する。
- 4 必要に応じて処分内容を公表することができる。

第6条（不服申立）

処分に不服がある場合は、処分通知を受けた日から14日以内に不服申立規程に基づき内部不服申立を行うことができる。

第7条（仲裁）

内部不服申立の最終決定に不服がある場合は、決定通知を受けた日から30日以内にスポーツ仲裁規程に基づき仲裁申立を行うことができる。

附則

1. この規程は、2026年4月1日から施行する。
2. この規程の施行日前に行われた決定については、なお従前の例による。